

郵便による池田市への戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄抄本)等の請求方法

池田市では、平成21年2月7日法務省令により戸籍を改製(コンピュータ化)したため、相続などで親族関係を証したいときは、新しい戸籍だけでは不十分なことがありますのであらかじめ総合窓口課にお問い合わせください。

○請求方法（下記のものを同封し、請求先へ送付してください。）

1. 池田市への戸籍証明交付郵送請求書
2. 手数料相当額の定額小為替
3. 返送用封筒
4. 本人確認資料
5. 委任状や正当な理由が確認できる書類（本人・夫・妻・子などの直系尊属・卑属以外の方が請求される場合）

1. 池田市への戸籍証明交付郵送請求書について

- ・ 請求書に必要事項をハッキリと記入してください。
- ・ 記載内容によっては電話確認を要する場合がありますので請求者の連絡先は、携帯電話や勤務先など昼間の時間に必ず連絡がとれる電話番号を記入してください。

2. 手数料相当額の定額小為替について

手数料

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ・ 戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本) | 1通450円 |
| ・ 除籍、原戸籍謄抄本 | 1通750円 |
| ・ 戸籍の附票 | 1通300円 |
| ・ 身分証明書 | 1通1事項証明300円 |
| | 1通2事項証明600円 |

* 手数料は^{ていがくこがわせ}定額小為替（郵便局で発行）をご利用ください。切手や収入印紙でのお取り扱いはいたしておりませんのでご了承ください。

* 上記以外の証明書についてはお電話にてお問い合わせください。

3. 返送用封筒について

- ・ 返送用封筒に返送先の宛名を明記のうえ切手を貼って同封してください。（世帯員が多い場合や申請通数が複数の場合は、少し多めに入れてください）
- ・ 速達の場合は、別途速達料金が必要です。
- ・ 請求されてからお手元に届くまで、郵便の往復の配達日数を加えれば7日～10日が目安と考えられます。（年末年始の休日及び5月の連休などの特別な祝日等が続く場合を除く）お急ぎの方は速達等をご利用ください。

4. 本人確認書類について

- ・ 運転免許証・健康保険証・写真入住民基本台帳カード(写真有)等の写しで、現住所の記載のあるものを同封してください

5. 委任状や正当な理由が確認できる書類について

- ・ 本人・夫・妻・子・父母・祖父母・孫などの直系尊属・卑属以外の方が請求される場合、第三者請求となり、正当な理由が確認できる書類や**本人の署名・押印のある**委任状等が必要となります。また、使いみちによっては交付できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

6. 戸籍の附票について

- ・ 戸籍の附票は、住民登録地の履歴を記載したものです。本籍を定められてからの住所の履歴が載ります。ただし、池田市では戸籍のコンピュータ化にあわせ平成21年2月7日に附票を改製しておりますので、それ以前の住所の証明ができない場合があります。車の廃車手続き等で記載の必要な住所がある場合は、明記してください。また、場合によっては、現在の附票と改製前の附票が必要となる場合がございますので、事前にお問い合わせください。

7. その他

- ・ 請求する戸籍に記載のない方が請求する場合は、続柄が確認できるもの(戸籍のコピー等)の添付をお願いします。

○請求先について

- * 〒563-8666 (個別番号のため住所は要りません)
池田市役所総合窓口課あてに送付してください。

○問合せ先

- * 祝祭日を除く平日8:45～17:15
072-754-6243 (直通)

偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、過料に処せられます。